

平成 26 年

奈良市議会 3 月定例会  
提出議案（別冊）

奈良市

## 目 次

(平成25年度関係)

奈良市議案第 10 号	奈良市長の退職手当の特例に関する条例の制定について……………	1
-------------	--------------------------------	---

(平成26年度関係)

奈良市議案第 46 号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	2
〃 第 47 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……………	5
〃 第 60 号	奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について……………	9

## 奈良市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

奈良市長の退職手当の特例に関する条例を次のように制定しようとする。

平成26年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市長の退職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長の退職手当の特例について定めるものとする。

(市長の退職手当の特例)

第2条 平成25年7月31日において市長の職にあった者（以下「市長」という。）の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）第7条の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、市長が退職した日限り、その効力を失う。

(提案理由)

市長の2期目の任期に係る退職手当について、1期目と同様に支給しないこととするものである。

## 奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成26年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

職名	給料月額
市長	1,048,000円
副市長	885,000円

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「792,000円」を「733,000円」に改める。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「635,000円」を「586,000円」に改める。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「792,000円」を「733,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長及び副市長の給料月額を引き下げるとともに、市長等との均衡を考慮し、教育長、常勤の監査委員及び水道事業管理者の給料月額も併せて引き下げようとするものである。

(参考)

## 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（抄）

別表（第4条関係）

職 名	給 料 月 額
市長	1,130,000円
副市長	955,000円

## 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(抄)

(給料)

**第3条** 前条に規定する給料は、月額792,000円とする。

## 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（抄）

(給料)

**第3条** 前条に規定する給料は、月額635,000円とする。

## 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（抄）

(給料)

**第3条** 前条に規定する給料は、月額792,000円とする。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第41条第2項及び第42条第2項中「680円」を「700円」に改める。

附則第17項中「及び附則第22項」を「、附則第22項及び第25項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給料月額の特例)

25 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に当たっては、同表、第7条の2、附則第18項及び改正条例附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表の額(附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額)から、給料表の額(附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額)に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、第16条第2項から第4項まで、第20条、第22条第2項、第24条第4項及び第5項(第25条第4項において準用する場合を含む。)並びに第25条第3項並びに附則第18項第2号から第4号まで並びに奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給

料月額（第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額とする。

- (1) 職務の級が1級から5級までの職員 100分の2
- (2) 職務の級が6級の職員 100分の4
- (3) 職務の級が7級の職員及び職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの 100分の5
- (4) 職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円を超えるもの並びに職務の級が9級及び10級の職員 100分の6

（奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び次項」を「、次項及び第6項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

6 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、特定任期付職員の給料月額の支給に当たっては、給料表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から、給料表の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで、第20条、第24条第4項及び第5項並びに奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。

- (1) 給料表の号給が1号給の職員 100分の4
- (2) 給料表の号給が2号給及び3号給の職員 100分の5
- (3) 給料表の号給が4号給から6号給までの職員 100分の6

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成28年3月31日までの間、一般職の職員及び任期付職員の給与の減額措置を講じるほか、臨時職員等の通勤手当の上限額を引き上げようとするものである。



(参考)

## 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（抄）

### 第41条

2 臨時職員の通勤手当の額は、日額680円を超えない範囲内において、市長が規則で定める。

### 第42条

2 非常勤の職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては680円をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。

### 附 則

17 平成24年4月1日から平成25年6月30日までの間、給料表の適用を受ける職員の給料月額（次項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額）は、同表、第7条の2及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号。以下この項及び附則第22項において「改正条例」という。）附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、同表に規定する額（第7条の2の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、改正条例附則第8項の規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額に同項に規定する額を加えた額とする。以下「給料表の額」という。）から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、第16条第2項から第4項まで、第20条、第22条第2項並びに次項第2号並びに奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額（第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額とする。

# 奈良市一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例（抄）

## 附 則

（給料月額の特例）

- 平成25年6月30日までの間、特定任期付職員（特定任期付企業職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第5条第1項の表（以下この項及び次項において「給料表」という。）の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで及び第20条並びに奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する  
条例の一部を改正する等の条例の制定について

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する等の条例  
を次のように制定しようとする。

平成26年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する等の  
条例

(奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例(昭和61年奈良市  
条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の納付月及びその月」を「は分割して納付するものとし、各期」に、  
「次の表」を「別表」に改め、同項の表を削り、同条第2項中「前項の各納付月の」を  
「各期における」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

1 高等学校

区 分		第1期 (4～6月分)	第2期 (7～9月分)	第3期 (10～12月分)	第4期 (1～3月分)
納付額	円				
	市内生	25,500	25,500	25,500	25,500
	市外生	29,700	29,700	29,700	29,700

2 幼稚園

区 分	第1期 (4～8月分)	第2期 (9～12月分)	第3期 (1～3月分)
-----	----------------	-----------------	----------------

納付額	円 31,500	円 25,200	円 18,900
-----	-------------	-------------	-------------

(奈良市立高等学校における授業料の特例に関する条例の廃止)

第2条 奈良市立高等学校における授業料の特例に関する条例（平成22年奈良市条例第34号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奈良市立高等学校に入学する者に係る授業料の徴収について適用し、施行日前から引き続き在学する者に係る施行日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者で施行日以後に奈良市立高等学校に転学するものに係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

(提案理由)

関係法律の改正に伴い、公立高等学校の生徒についても就学支援金の支給対象となることから、市立高等学校の授業料の徴収を再開するため所要の改正を行うとともに、市立高等学校の授業料を不徴収としている特例条例を廃止しようとするものである。

(参考)

## 奈良市立高等学校及び幼稚園における 授業料等に関する条例（抄）

(授業料等の納付)

**第3条** 授業料の納付月及びその月における納付額は、次の表のとおりとする。

納付月		4月	9月	1月
区分				
高等学校	市内生	円 42,500	円 34,000	円 25,500
	市外生	49,500	39,600	29,700
幼稚園		31,500	25,200	18,900

2 前項の各納付月の授業料は、教育委員会が指定する日までに納付しなければならない。

## 奈良市立高等学校における授業料の特例に関する条例

奈良市立高等学校における授業料（以下「授業料」という。）については、奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例（昭和61年奈良市条例第9号）の規定にかかわらず、これを徴収しない。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成22年度以後の年度分の授業料について適用し、平成21年度以前の年度分の授業料については、なお従前の例による。